

福島工業高等専門学校参与会規則

(平成17年7月26日)

(規則第4号)

(最終改正 平成19年10月9日規則第2号)

(設置)

第1条 福島工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育研究活動等の状況について、外部の有識者による評価及び助言等の提言を行い、本校での自己点検・評価に関する活動を支援することを目的として、福島工業高等専門学校参与会（以下「参与会」という。）を置く。

(任務)

第2条 参与会は、次の各号に掲げる事項について、校長の諮問に応じて審議し、校長に対して提言及び助言を行う。

- (1) 教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- (2) 教育研究活動等の状況について本校が行う自己点検・評価に関する事項
- (3) その他本校の運営に関する事項

(組織)

第3条 参与会は、次の各号に掲げる者のうちから校長が委嘱した参与若干名をもって組織する。

- (1) 大学又は高等専門学校等の教育研究機関の関係者
- (2) 地方自治体の関係者及び県内の教育関係者
- (3) 地域産業経済界の関係者
- (4) 本校を卒業又は修了した者
- (5) その他高等専門学校に関し広くかつ高い見識を有する者

(任期)

第4条 参与の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の参与に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 参与会に、会長を置き、校長が指名する。

2 会長に事故があるときは、校長が指名する参与がその職務を代行する。

(運営)

第6条 参与会の会議は、校長が招集し、会長がその議長となる。

(意見の聴取)

第7条 会長が必要と認めたときは、参与会に参与以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 参与会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、参与会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

1 この規則は、平成17年7月26日から施行する。

2 福島工業高等専門学校外部評価実施細則（平成12年細則第1号）は、廃止する。

附則（平成19年3月28日規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成19年11月9日規則第 2 号）
この規則は、平成19年10月9日から施行する。